

内閣府防災所管法律一覧

| 番号 | 法律名(法律公布日・番号) | 目的・趣旨 | 概要 | 担当室 | 備考 |
|----|-----------------------------------|--|--|---------|-------------------------|
| 1 | 災害対策基本法(昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号) | 国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資すること | 防災関係法制の基本法として、防災行政の推進のため、次に掲げる事項等について規定。 ①国、地方自治体、指定公共機関、指定行政機関、住民等の責務を明確化。 ②防災行政の推進・整備のための組織。 ③防災計画の策定等。 ④災害予防、応急対策、災害復旧各段階における各実施責任主体の権限及び果たすべき役割。 ⑤財政金融措置における実施責任者負担の原則及び特例。 ⑥災害緊急事態の布告と緊急措置。 ⑦罰則。 | 総括担当 | 消防庁と共管 |
| 2 | 原子力災害対策特別措置法(平成十一年十二月十七日法律第百五十六号) | 原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。)、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もつて原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すること | 「災害対策基本法」及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の特別法として、原子力災害に対処するため、次に掲げる事項等について規定。 ①原子力事業者、国、地方公共団体の責務。 ②原子力事業者防災業務計画の策定等原子力事業者の原子力災害予防に関する義務。 ③原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置。 ④緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施。 ⑤災害対策基本法の読み替え。 ⑥罰則。 | 原子力防災担当 | 経済産業省(主)、文部科学省、国土交通省と共管 |
| 3 | 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年六月十五日法律第七十三号) | 大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策強化地域の指定、地震観測体制の整備その他地震防災体制の整備に関する事項及び地震防災応急対策その他地震防災に関する事項について特別の措置を定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする | ○地震防災対策強化地域の指定 内閣総理大臣は、大規模地震が発生するおそれが特に大きいと認められる地殻内において大規模地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、対策強化の必要がある地域を地震防災対策強化地域として指定。 ○地震防災基本計画、地震防災強化計画、地震防災応急計画 地震防災対策強化地域の指定があったときは、中央防災会議は「地震防災基本計画」を、指定行政機関の長、指定公共機関、地方防災会議等は「地震防災強化計画」を、病院、劇場、危険物取扱施設等の管理・運営を行う者は「地震防災応急計画」を策定することとされている。 ○その他、地震災害警戒本部の設置等警戒宣言が発せられた際の国・地方公共団体等の対応、交通の禁止・制限、応急公用負担等について定める。 | 調査・企画担当 | 消防庁と共管 |

| 番号 | 法律名(法律公布日・番号) | 目的・趣旨 | 概要 | 担当室 | 備考 |
|----|--|--|--|---------|------------------|
| 4 | 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年七月二十六日法律第九十二号) | 南海トラフ地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めることにより、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)、地震防災対策特別措置法(平成七年法律第一百一十号)その他の地震防災対策に関する法律と相まって、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ること | <p>○南海トラフ地震防災対策推進地域の指定 内閣総理大臣は、南海トラフ地震により著しい地震災害が生じるおそれがある地域について、南海トラフ地震防災対策推進地域(推進地域)として指定。 ○基本計画、推進計画、対策計画 推進地域の指定があったときは、中央防災会議は「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を、指定行政機関の長、指定公共機関、地方防災会議等は「南海トラフ地震防災対策推進計画」を、病院、劇場、危険物取扱施設等の管理・運営を行う者は「南海トラフ地震防災対策計画」を策定することとされている。 ○南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定 内閣総理大臣は、推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域について、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域(特別強化地域)として指定。 ○津波避難対策緊急事業計画の作成及び国の負担割合の特例等 特別強化地域の指定があったときは、関係市町村長は、津波からの避難場所及び避難経路の整備事業、集団移転促進事業及び同事業に関連して移転が必要と認められる要配慮者利用施設の整備事業に係る津波避難対策緊急事業計画を作成することができるほか、津波避難対策緊急事業計画に基づく事業については、国庫補助率の嵩上げ等がなされる。</p> | 調査・企画担当 | 消防庁と共管 |
| 5 | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年四月二日法律第二十七号) | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画等の作成、地震観測施設等の整備、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等について特別の措置を定めることにより、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ること | <p>○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定 内閣総理大臣は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震により著しい地震災害が生じるおそれがある地域について、東南海・南海地震防災対策推進地域として指定。 ○基本計画、推進計画、対策計画 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定があったときは、中央防災会議は「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」を、指定行政機関の長、指定公共機関、地方防災会議等は「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」を、病院、劇場、危険物取扱施設等の管理・運営を行う者は「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画」を策定することとされている。</p> | 調査・企画担当 | 消防庁と共管 |
| 6 | 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年五月二十八日法律第六十三号) | 地震防災対策強化地域における地震防災対策の推進を図るため、地方公共団体その他の者が実施する地震対策緊急整備事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置について定めるもの | <p>○地震対策緊急整備事業計画の作成 地震防災対策強化地域について、関係都道府県知事は、避難地、避難路等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画を作成することができる。 ○国の負担割合の特例等 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業のうち、消防用施設の整備、社会福祉施設(木造)の改築、公立小中学校等の改築・補強については、国庫補助率の嵩上げがなされる。また、嵩上げ対象事業については、地方公共団体が必要とする経費については、地方債の起債、地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入が措置されている。</p> | 調査・企画担当 | ※効力期限:平成27年3月31日 |

| 番号 | 法律名(法律公布日・番号) | 目的・趣旨 | 概要 | 担当室 | 備考 |
|----|------------------------------------|--|--|---------|------------------------------------|
| 7 | 地震防災対策特別措置法(平成七年六月十六日法律第百一十一号) | 地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策の実施に関する目標の設定並びに地震防災緊急事業五箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資すること | <p>○地震防災緊急事業五箇年計画の作成 都道府県知事は、避難地、避難路等地震防災上緊急に整備すべき施設等について、平成8年度以降の年度を初年度とする5箇年間の計画を作成できる。</p> <p>○国の負担割合の特例 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業のうち、消防用施設の整備、社会福祉施設(木造)の改築、公立小中学校等の改築・補強、防災行政無線設備等(主務大臣が定める基準に該当するものに限る)については、国庫補助率の嵩上げがなされる。また、嵩上げ対象事業について、地方債の起債について特段の配慮をするものとされている。</p> <p>○地震調査研究推進本部の設置 地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進に関する総合的・基本的な施策の立案、調査結果の収集・分析・評価等を行う地震調査研究推進本部を、文部科学省に設置する。</p> | 調査・企画担当 | 文部科学省と共管 ※嵩上げ適用期限 平成28年3月31日 |
| 8 | 津波対策の推進に関する法律(平成二十三年六月二十四日法律第七十七号) | 津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、津波対策を推進するに当たっての基本的認識を明らかにするとともに、津波の観測体制の強化及び調査研究の推進、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波対策のために必要な施設の整備その他の津波対策を推進するために必要な事項を定めることにより、津波対策を総合的かつ効果的に推進し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資すること | <p>○前文 平成23年3月11日に発生した東日本大震災の惨禍を二度と繰り返すことのないよう、津波対策に万全を期することが必要</p> <p>○法の基本的な考え方 ○ソフト面における津波対策の努力義務 ○ハード面における津波対策の努力義務 ○津波対策に係るその他の施策に関する規定 津波防災の日(11月5日)の設定、地方公共団体に対するハザードマップ・映像の作成に係る財政上の援助、津波避難施設等の整備促進のための財政上・税制上の措置に係る検討等</p> | 調査・企画担当 | |
| 9 | 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年七月二十四日法律第六十一号) | 火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講じ、もって当該地域における住民等の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ること | <p>○避難施設緊急整備地域の指定 内閣総理大臣は、火山の爆発による被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域を、避難施設緊急整備地域として指定。</p> <p>○避難施設緊急整備計画の作成 避難施設緊急整備地域の関係都道府県知事は、避難施設緊急整備計画を作成しなければならない。</p> <p>○防災営農施設整備計画等の作成 避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で、農業・林業・漁業の被害が生じるおそれがある地域につき、都道府県知事は、防災営農施設整備計画等を作成するものとする。</p> <p>○その他降灰除去事業、降灰防除地域の指定等に関して規定。</p> | 調査・企画担当 | 農林水産省と共管 |
| 10 | 被災者生活再建支援法(平成十年五月二十二日法律第六十六号) | 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること | <p>○平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、平成10年に議員立法により成立</p> <p>○1市町村で10世帯以上の住宅全壊など一定規模以上の自然災害について適用 ○全壊世帯、大規模半壊世帯等の被災世帯に最大300万円の支援金を支給 ○支援金は、被災者生活再建支援法人(都道府県会館)の基金(都道府県が相互扶助の観点から拠出)から支給され、1/2(東日本大震災については、特例法(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律)により4/5)に相当する額を国が補助</p> | 被災者行政担当 | |

| 番号 | 法律名(法律公布日・番号) | 目的・趣旨 | 概要 | 担当室 | 備考 |
|----|---|--|---|---------|------------------|
| 11 | 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年六月十四日法律第八十五号) | 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、民事調停法(昭和26年法律第222号)による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法(昭和25年法律第201号)及び景観法(平成16年法律第110号)による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるもの | 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、下記の措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合に、政令により当該非常災害を特定非常災害として指定し、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定め、あわせて下記の措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定する。 ア. 行政上の権利利益に係る満了日の延長 イ. 期限内に履行されなかった義務に係る免責 ウ. 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例 エ. 民法による相続の承認又は放棄をすべき期間に係る特例 オ. 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例 カ. 建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例 キ. 景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例 | 被災者行政担当 | 総務省、法務省、国土交通省と共管 |
| 12 | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年九月六日法律第百五十号) | 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定するもの | 国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、政令において当該災害を激甚災害に指定するものとしている。この場合において、適用すべき措置を同政令において指定しなければならないが、適用すべき措置については、第三条以降に規定されているものから、中央防災会議の意見を聴いて指定することとなる。 | 事業推進担当 | |
| 13 | 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年五月二日法律第四十号) | 東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置について定めるもの | 東日本大震災の被災地域(特定被災地方公共団体又は特定被災区域等)に対して、各府省庁が講じる特別措置について規定。 | 事業推進担当 | |
| 14 | 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年三月一日法律第十六号) | 阪神・淡路大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助並びに社会保険の加入者等についての負担の軽減、中小企業者及び住宅を失った者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置について定めるもの | 阪神・淡路大震災の被災地域(特定被災地方公共団体又は特定被災区域等)に対して、各府省庁が講じる特別措置について規定。 | 事業推進担当 | |
| 15 | 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和三十二年四月二十二日法律第七十二号) | 台風常襲地帯における台風による災害を防除するために行われる公共土木施設等に関する事業について特別の措置を定め、もって国土の保全と民生の安定を図ること | 台風常襲地帯における災害防除事業の実施のため、次に掲げる事項について規定。 ①台風常襲地帯の指定 ②災害防除事業五箇年計画等の決定・変更 ③災害防除事業に係る国の予算への経費の計上及び特別な助成 ④地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)との関係(財政再生計画変更への配慮) | 事業推進担当 | |
| 16 | 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年六月二十一日法律第五十五号) | 大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、その基本理念、政府による復興対策本部の設置及び復興基本方針の策定並びに復興のための特別の措置について定めることにより、大規模な災害からの復興に向けた取組の推進を図り、もって住民が安心して豊かな生活を営むことができる地域社会の実現に寄与すること | ○大規模な災害からの復興にあたっての基本理念等のほか、次に掲げる事項について規定。 ①政府の復興対策本部の設置及び復興基本方針の策定 ②都道府県の復興方針の策定 ③市町村の復興計画の作成及び復興計画に係る特別の措置 ④都市計画の特例 ⑤災害復旧事業等の国等による代行 | 事業推進担当 | |

| 番号 | 法律名(法律公布日・番号) | 目的・趣旨 | 概要 | 担当室 | 備考 |
|----|---|---|---|---------|--|
| 17 | 災害救助法(昭和二十二年十月十八日法律第百十八号) | 災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ること | 1.適用基準及び実施体制 適用については、適用基準(①災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合②多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた等の場合)を満たした場合に都道府県知事が行う。 2.救助の種類 避難所の設置、被災者の救出、応急仮設住宅の供与等 3.国庫負担(被災した都道府県と国との関係) 被災都道府県の財政力に対する救助に要した費用の割合に応じ、5割から9割国庫負担 | 被災者行政担当 | 平成25年10月に厚生労働省から移管 |
| 18 | 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年九月十八日法律第八十二号) | 災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について規定するもの | ○災害弔慰金の支給 ○災害障害見舞金の支給 ○災害援護資金の貸付け | 被災者行政担当 | 平成25年10月に厚生労働省から移管 |
| 19 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年六月十八日法律第百十二号) ※うち同法七十五条第一項に規定する「避難住民等の救援」に限る | 武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。)と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施すること | 都道府県知事は、救援の指示を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域内に在る避難住民等(避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。以下同じ。)で救援を必要としているものに対し、避難施設その他の場所において、救援のうち必要と認めるものを行わなければならない。 | 被災者行政担当 | 内閣官房が法律全体を所管。うち「避難住民等の救援」に限り平成25年10月に厚生労働省から移管 |
| 20 | 首都直下地震対策特別措置法(平成二十五年十一月二十九日法律第八十八号) | 首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、首都直下地震緊急対策区域の指定、緊急対策推進基本計画の作成、行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画の作成、首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定並びに首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定及び認定基盤整備等計画に係る特別の措置、地方緊急対策実施計画の作成並びに特定緊急対策事業推進計画の認定及び認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めるとともに、首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図ること | ○緊急対策区域、基盤整備等地区の指定 内閣総理大臣は、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を、首都直下地震緊急対策区域として指定。 内閣総理大臣は、緊急対策区域のうち、首都中枢機能の維持及び滞在者等の安全の確保を図るために必要な基盤整備や施設整備等を緊急に行う必要がある地区を、首都中枢機能維持基盤整備等地区として指定。 ○基本計画、実施計画等 緊急対策区域の指定があったときは、政府は、緊急に講ずべき首都直下地震対策に係る「緊急対策推進基本計画」を作成。また、行政中枢機能の維持に係る「緊急対策実施計画」を作成。 ○首都中枢機能維持基盤整備等計画、地方緊急対策実施計画、特定緊急対策事業推進計画 緊急対策区域(基盤整備等計画は基盤整備等地区)内等の地方公共団体が作成できる計画(手続き特例等あり)。 | 防災計画担当 | 消防庁と共管 |